

0. 前文について

あ		ん	ねっ	と
■ 不要×3票。本条例は手続きを定めるものであり、自治基本条例に前文があるため		＜入れるかどうか＞ ○ 自治基本条例の前文はカタイ。せつかくなので、もう少し具体的な前文にして、入れてはどうか ○ 市民参加条例としての想いを入れれば良いのではないか ○ 長いと市民が読むのに嫌になるのではないか。必要なものを簡条書きで ○ どちらでも良い。前文の有無で内容は変わらない。せつかく皆が集まっているので、メッセージを込める意味でも入れても良いかな ○ あえて「自分たちの気持ち」を入れる必要はないと思う ○ 手法を定めるのが本条例の目的なので入れなくても良いと思う ○ 前文によって、市民に条例を活用してもらいやすくするように思いを伝えたい ○ 手法に重きを置いて、前文は省いても良いのでは ○ 中途半端に1,2行入れるなら、しっかり入れるかやめるかの方がよい		
■ ①これまでの経緯を説明し、②そのためには市民参加と協働が必要なることを説き、最後に、③条例制定の決意を述べる 私たちのまち安城は、市民が主役の自治の実現を目指し、自治基本条例を制定しました。そのためには、多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させる必要があります。まちづくりの主役である私たち市民一人ひとりが、自ら考え行動する市民として、責任と自覚を持って積極的に市政に参加し、市民の持つ知識・経験・創造性を市政に反映することが大切です。このため、市民がどのように市政に参加できるかを決めておき、市政に関する情報や活動内容を簡単に知ることが必要です。また市民と市長その他の執行機関がお互いの立場を理解し、尊重し、協働することが不可欠です。このため、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを目指して、市政への市民参加と協働についての基本原則と具体的な手法を取りまとめ、ここに安城市市民参加と協働推進条例を制定します。		＜結論＞ ○ 班としては入れない意見が多いが、他班の意見も聞いて今後検討		

必要性

こういう前文はどう？

- …分科会その① ●…分科会その②
- …分科会その③ ■…分科会その④
- ◎…わくわくセンター掲示板

1. 条例の目的

	あ	ん	ねっ	と
条例の目的について	■ 恒久的な市民参加を担保する為 ■ この条例は、適切かつ効果的な市民参加の手法を具体的に定めることにより市民参加の権利を保障すると共に協働の基本原則を定めることにより協働の促進を図ることを目的とします。		〈基本〉 ■ 市民参画の基本的な事項	
市民			〈市民の力〉 ■ 市民の市政への参加を推進する(参画の促進) ■ 市民の持っている知識・経験・感性等をまちづくりに活かした活動的な地域社会作り 〈ハート〉 ■ いつも笑顔が絶えないような市民の働き	
まち			■ 活力がある街づくりを進める ■ 協働による「まち」づくり ■ 目的に向けて市民と市が協働して、魅力的な地域社会実現 ■ 協働し地域社会の発展を図る ■ 市民と職員が一緒になって考え実行できる	
条例への書き込み			■ 自治基本条例とのつながりを書く ■ 前文をやめるなら主旨のようなのを簡単に入れる	
本項の捉え方	■ 自治基本条例第4条 ■ 自治基本条例の記載があるため、流用。多くは不用			

2.用語の定義

あ	ん	ねっ	と
---	---	----	---

■ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 自治基本条例に同じ (2) 市長その他の執行機関 自治基本条例に同じ (3) 市民参加 自治基本条例に同じ (4) 協働 自治基本条例に同じ (5) まちづくり 自治基本条例に同じ (6) コミュニティ 自治基本条例に同じ (7) 市政 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第2条に定めるところにより事務を処理するために行う行政活動を行います。 (8) 市民公益活動 市民が実主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利、宗教、政治及び公益を害する恐れのある活動を目的としないものをいいます。 (9) 市民ボランティア 社会的課題を解決するため、対価を期待せず、自発的に活動する人をいいます。 (10) 公共施設ボランティア 市が設置する公共施設でボランティア活動をする市民ボランティアをいいます。 (11) ボランティアコーディネーター 市民のボランティア活動を支援し、ボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民又はコミュニティをつなぐたり、コミュニティ内での調整をしたりするスタッフをいいます。

用語の定義

〈安城らしさ〉
■ 市民参加協働※安城市独自の定義検討
■ 行政活動
■ 市の機関
■ 実施機関
■ 市民参加
■ 市民参加手続き
■ パブリックコメント
■ 協働

安城らしさ

注意！

◎抽象的な文章が多く、又言葉の標語も多く、参加の意義がはつきりしない。理想は掲げられるが、現実を埋めること、動かすことが最も必要と思う。基本理念をハッキリしておく。

■ 自治基本条例で定義されたものはここでは定義しないほうが良い

条例への書き込み

- …分科会その① ●…分科会その②
- …分科会その③ ■…分科会その④
- ◎…わくわくセンター掲示板

3. 市民参加の基本原則

	あ	ん	ねっ	と
市民参加	<幅広い市民参加> ○ 幅広い市民が参加できる条例 ○ 市民参加は安城市民のすべての市民が参加できるものとする	<参加> ○ 市民…<u>それぞれ</u> ↓ 子どもも参加する 例 議会など 年齢にふさわしい参加の権利	<みんなでやろう!!> ○ 意見・思いを出し合う ○ 全員参加 ○ 地域活動(町内)に参加して、市民同士のつながりを強くして協働をもつ	
参加の公平性	<公平> ○ 参加の公平性 <市民参加の基本原則> ○ 1 市民は、平等に市民参加の機会が保障されます ○ 2 満20歳未満の青少年および子どもは、年齢にふさわしい市民参加の機会が保障されます	<参加> ○ 市民が意見を述べたり提案する機会が必要 ○ 市民参加の機会が平等に与えられること ○ 市民平等の機会		<原則> ○ 機会の平等・公平 ○ 全ての市民が公正・公平の市政に参加できる体制を作る。参加するにあたっては性別、思想、信条等で差別してはならない ○ 市民参加の機会が平等に保障される ○ 全ての市民が平等である
情報共有	<情報共有> ○ 情報の共有化 ○ 市民参加は市民と執行機関が情報を共有する <市民参加の基本原則> ○ 3 市民と市長その他の執行機関は、市政に関する情報を共有します <協働の基本原則> ○ 3 コミュニティと市長その他の執行機関は、当該事業について目的を共有すると共にその情報を公開します	<情報共有> ○ 情報の共有 市⇄市民 双方に！ ○ 情報の共有 市→市民へ、市民→市へ どちらも大切 ○ 情報の共有 <情報共有・参加> ○ (1)市民が参加出来る (2)市民及び、市が情報を共有できる		<原則> ○ お互いの情報を共有 ○ 市と市民の情報の共有
市民の権利・自主性	<権利と義務> ○ 市民参加は権利であり義務でもある <自主性> ○ 市民が自由に発言、提案できる ○ 市民の自主性の尊重 ○ 自主性の尊重	<参加> ○ 参加の自由を保障	<自主的> ○ 住みやすい町づくり ○ 自主的に ○ 和 ○ 公	<理念> ○ 市民参加は市民の権利 <原則> ○ 市民の自主性を尊重
市民の市政への参加		<参加> ○ 市民が行政活動に参加する権利		<理念> ○ 市政への参画 ○ 市民が主役の市政運営の実現 ○ 市民参加→市政を推進
市の役割	<効果ある手法> ○ 参加の対象とする事業等に効果のある手法を選択 ○ 参加の手法、時期等をあらかじめ公表→広く公表 かたよらない配慮 <協働の基本原則> ○ 1 市長その他の執行機関は、コミュニティとの協働及びコミュニティへの支援を公平かつ公正で透明性の高い内容と手続で実施します ○ 2 市長その他の執行機関は、コミュニティの自主性と自立性を尊重します			<理念> ○ 市民の要望等に公正かつ的確に対応 <原則> ○ 市民の考え(意見)を尊重

3. 市民参加の基本原則

	あ	ん	ねっ	と
	＜市民参加の基本原則＞ ○ 4 市民と市長その他の執行機関は、まちづくりのパートナーとして相互の役割を理解し、尊重します ＜協働の基本原則＞ ○ 4 コミュニティと市長その他の執行機関は、対等な立場にたち、相互に理解を深めます	＜参加＞ ○ お互いの立場の尊重＝市と市民が対等の立場で		＜理念＞ ○ 市と市民の協働 ○ 市と市民は互恵、平等、共存の関係 ＜原則＞ ○ 市と市民との信頼が前提 ○ 市と市民が対等 ○ お互いの役割を理解・尊重しなければならない ○ 市のあり方 市民とのあり方 市と市民のあり方
市と市民の関係				
本項の捉え方	○ 不要 個別の条文で足りる 基本原則は不要	＜不要＞ ○ 基本原則や理念は条例をつくる中で分っているのではないのでは		＜理念＞ ○ 自治基本条例で市民参加は担保されているから ①適切②効果的(分かりやすく、利用しやすい)
その他	＜活力＞ ○ 活力ある地域社会 ＜市民参加の基本原則＞ ○ 5 市民と市長その他の執行機関は、市民の多様な価値観に公平で的確に対応します	○ 稲沢市の基本原則を基本に肉付けしては(手法)と 思います No15 ○ 意見などに対する結果を明らかにする ＜言葉・文章＞ ○ なるべく短い文章をお願いします ○ なるべくやさしい言葉で市民にわかりやすく	＜楽※＞ ○ 楽 ○ 公平、平等、手軽に ○ 生き生きと明るく楽しい町	

4. 市民の責務

あ

ん

ねっ

と

市民の責任

＜発言と行動に責任＞

○ 自分の意見と行動に責任をもつ

○ 自らの発言と行動に責任をもつ

○ 発言と行動に責任をもつ

○ 市民としての責任と役割の自覚

＜市民とコミュニティの責務＞

○ 1 市民とコミュニティは、市政への関心を高め、自主的かつ自発的に市民参加と協働に務めます

○ 2 市民とコミュニティは、自らの発言と行動に責任を持って積極的に市民参加と協働に務めます

積極的な市民参加

＜積極的に参加＞

○ 市民は積極的に市民参加に努める

○ 積極的な参加をする

○ 市民は積極的に参加に努める

市政への関心・理解

◎自分ごとと、とらえる姿勢

＜関心 理解＞

○ 市政への関心を高める

○ 市政に関心を持つ

○ 市政を〇〇したいといった気持ち (心)

○ 市政への理解

○ 市政に対する理解を深める

○ 理解を深める

尊重

＜尊重＞

○ 市民相互の意見を尊重

全体の利益・公益性

＜公の創設＞

○ 市全体市民全ての利益を考えること

○ 全体の利益 将来を見越した提案をすること

＜市民とコミュニティの責務＞

○ 3 市民とコミュニティは、市民参加と協働を推進するため、市民公益活動に関して理解を深めるように務めます

協働・連携

＜地域＞

○ となり同士とのつながりを大切にする

○ 地域活動になるべく参加して顔継ぎをする

○ 日常的に地域住民との連携

＜協働＞

○ 独裁的でない協議

○ 協働の範囲の明確化

○ 個々の意見が反映された組織

5. 市の責務

	あ	ん	ねっ	と																														
参加の機会の提供	<table><tr><td>＜機会の提供＞</td><td>＜参加の機会＞</td></tr><tr><td>○ 市は、市民参加の機会を積極的に提供する</td><td>○ 市民参加機会の確保</td></tr><tr><td>○ 参加の機会の提供</td><td>○ 参加の機会を提供 ←それがみんなにわかりやすく</td></tr><tr><td>○ 参加の機会を積極的に設ける</td><td>○ 参加の機会の設定</td></tr><tr><td>＜市長その他の執行機関の責務＞</td><td>○ 積極的に「機会」を作る</td></tr><tr><td>○ 1 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の機会拡大のための具体的な措置を講じます</td><td>○ 市民参加の機会の確保</td></tr><tr><td>○ 2 市長その他の執行機関は、市民参加と協働を総合的に推進するための計画(以下、「市民参加と協働推進計画」という。)を定めます</td><td>○ 市民参加できる市政運営</td></tr><tr><td>○ 市民参加を推進する必要な措置をする</td><td></td></tr></table>	＜機会の提供＞	＜参加の機会＞	○ 市は、市民参加の機会を積極的に提供する	○ 市民参加機会の確保	○ 参加の機会の提供	○ 参加の機会を提供 ←それがみんなにわかりやすく	○ 参加の機会を積極的に設ける	○ 参加の機会の設定	＜市長その他の執行機関の責務＞	○ 積極的に「機会」を作る	○ 1 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の機会拡大のための具体的な措置を講じます	○ 市民参加の機会の確保	○ 2 市長その他の執行機関は、市民参加と協働を総合的に推進するための計画(以下、「市民参加と協働推進計画」という。)を定めます	○ 市民参加できる市政運営	○ 市民参加を推進する必要な措置をする			<table><tr><td>＜参加手法に関しての情報＞</td></tr><tr><td>○ 手続きの明確化！</td></tr><tr><td>○ 参加プロセスの提示</td></tr><tr><td>○ 結果の周知と反映</td></tr></table>	＜参加手法に関しての情報＞	○ 手続きの明確化！	○ 参加プロセスの提示	○ 結果の周知と反映	<table><tr><td>○ 意見・提案を求める制度</td></tr><tr><td>＜機会＞</td></tr><tr><td>○ 市民参加の機会の拡大保障</td></tr><tr><td>○ 参加しやすい場の提供</td></tr><tr><td>○ 積極的な機会の提供</td></tr><tr><td>○ 参加の場と機会を積極的に用意する</td></tr><tr><td>＜支援＞</td></tr><tr><td>○ 市民活動に協力、支援</td></tr><tr><td>○ 話し合う場所もの等の提供</td></tr><tr><td>○ 参加への支援</td></tr></table>	○ 意見・提案を求める制度	＜機会＞	○ 市民参加の機会の拡大保障	○ 参加しやすい場の提供	○ 積極的な機会の提供	○ 参加の場と機会を積極的に用意する	＜支援＞	○ 市民活動に協力、支援	○ 話し合う場所もの等の提供	○ 参加への支援
	＜機会の提供＞	＜参加の機会＞																																
	○ 市は、市民参加の機会を積極的に提供する	○ 市民参加機会の確保																																
	○ 参加の機会の提供	○ 参加の機会を提供 ←それがみんなにわかりやすく																																
	○ 参加の機会を積極的に設ける	○ 参加の機会の設定																																
＜市長その他の執行機関の責務＞	○ 積極的に「機会」を作る																																	
○ 1 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の機会拡大のための具体的な措置を講じます	○ 市民参加の機会の確保																																	
○ 2 市長その他の執行機関は、市民参加と協働を総合的に推進するための計画(以下、「市民参加と協働推進計画」という。)を定めます	○ 市民参加できる市政運営																																	
○ 市民参加を推進する必要な措置をする																																		
＜参加手法に関しての情報＞																																		
○ 手続きの明確化！																																		
○ 参加プロセスの提示																																		
○ 結果の周知と反映																																		
○ 意見・提案を求める制度																																		
＜機会＞																																		
○ 市民参加の機会の拡大保障																																		
○ 参加しやすい場の提供																																		
○ 積極的な機会の提供																																		
○ 参加の場と機会を積極的に用意する																																		
＜支援＞																																		
○ 市民活動に協力、支援																																		
○ 話し合う場所もの等の提供																																		
○ 参加への支援																																		
結果の反映・公表	<table><tr><td>＜意見の反映・公表＞</td></tr><tr><td>○ 市は、市民の意見の検討、反映に努める</td></tr><tr><td>○ 公共の利益に配慮して意見を市政に反映させる</td></tr><tr><td>○ 市民の意見に対する検討結果を公表しなくてはならない</td></tr></table> ◎情報公開・機会の提供は必要。啓発・研修はあるとうれしい。	＜意見の反映・公表＞	○ 市は、市民の意見の検討、反映に努める	○ 公共の利益に配慮して意見を市政に反映させる	○ 市民の意見に対する検討結果を公表しなくてはならない		<table><tr><td>＜おれの話を聞け！ 広聴＞</td></tr><tr><td>○ 平等に対応</td></tr><tr><td>○ 市民の意見をよく聞いてね</td></tr><tr><td>○ 参加対象市民は幅広く公募 例 高齢者 障がい者等</td></tr><tr><td>○ 苦情も前向きに</td></tr></table>	＜おれの話を聞け！ 広聴＞	○ 平等に対応	○ 市民の意見をよく聞いてね	○ 参加対象市民は幅広く公募 例 高齢者 障がい者等	○ 苦情も前向きに	<table><tr><td>＜意見の尊重＞</td></tr><tr><td>○ 公平、公正</td></tr><tr><td>○ 市民からの提案に差別しない 対等に取扱い処遇する</td></tr><tr><td>○ 市民からの提言は尊重し、結果についてわかりやすくていねいに説明する</td></tr><tr><td>○ 市民の意見を尊重する</td></tr><tr><td>＜反映＞</td></tr><tr><td>○ 市政への反映(意見の)</td></tr><tr><td>○ 施策への反映</td></tr><tr><td>○ 施策へ反映</td></tr></table>	＜意見の尊重＞	○ 公平、公正	○ 市民からの提案に差別しない 対等に取扱い処遇する	○ 市民からの提言は尊重し、結果についてわかりやすくていねいに説明する	○ 市民の意見を尊重する	＜反映＞	○ 市政への反映(意見の)	○ 施策への反映	○ 施策へ反映												
	＜意見の反映・公表＞																																	
○ 市は、市民の意見の検討、反映に努める																																		
○ 公共の利益に配慮して意見を市政に反映させる																																		
○ 市民の意見に対する検討結果を公表しなくてはならない																																		
＜おれの話を聞け！ 広聴＞																																		
○ 平等に対応																																		
○ 市民の意見をよく聞いてね																																		
○ 参加対象市民は幅広く公募 例 高齢者 障がい者等																																		
○ 苦情も前向きに																																		
＜意見の尊重＞																																		
○ 公平、公正																																		
○ 市民からの提案に差別しない 対等に取扱い処遇する																																		
○ 市民からの提言は尊重し、結果についてわかりやすくていねいに説明する																																		
○ 市民の意見を尊重する																																		
＜反映＞																																		
○ 市政への反映(意見の)																																		
○ 施策への反映																																		
○ 施策へ反映																																		
情報公開	◎情報公開・機会の提供は必要。啓発・研修はあるとうれしい。 <table><tr><td>＜情報公開＞</td></tr><tr><td>○ すべての市民に市政に関する情報を公開する</td></tr><tr><td>○ 分かりやすい情報の公開</td></tr><tr><td>○ 積極的な情報の提供・公開</td></tr><tr><td>○ 情報の共有化</td></tr><tr><td>＜市長その他の執行機関の責務＞</td></tr><tr><td>○ 3 市長その他の執行機関は、市民参加と協働推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表します</td></tr><tr><td>○ 6 市長その他の執行機関は、市民自らがまちづくりにについて考え、行動できるように市政に関する情報を提供し、説明に努めます</td></tr></table>	＜情報公開＞	○ すべての市民に市政に関する情報を公開する	○ 分かりやすい情報の公開	○ 積極的な情報の提供・公開	○ 情報の共有化	＜市長その他の執行機関の責務＞	○ 3 市長その他の執行機関は、市民参加と協働推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表します	○ 6 市長その他の執行機関は、市民自らがまちづくりにについて考え、行動できるように市政に関する情報を提供し、説明に努めます		<table><tr><td>＜わかる話をして！！(3) 情報公開＞</td></tr><tr><td>○ 魅力的な情報を発信してほしい 若人～年配まで</td></tr><tr><td>○ わかりやすい情報提供(広報を見てもわかりにくい)</td></tr><tr><td>○ 情報のIndex化</td></tr><tr><td>○ 情報をタイムリーに発信</td></tr><tr><td>○ Webや広報などによる積極的な情報提供</td></tr></table>	＜わかる話をして！！(3) 情報公開＞	○ 魅力的な情報を発信してほしい 若人～年配まで	○ わかりやすい情報提供(広報を見てもわかりにくい)	○ 情報のIndex化	○ 情報をタイムリーに発信	○ Webや広報などによる積極的な情報提供	<table><tr><td>＜情報＞</td></tr><tr><td>○ 行政の情報の公開</td></tr><tr><td>○ 情報の提供 共有化 公表</td></tr><tr><td>○ 市政に関する情報の提供に努める</td></tr><tr><td>○ 行事の目的・内容は情報を開示し、市民が積極的に参加できる機会を設ける</td></tr></table>	＜情報＞	○ 行政の情報の公開	○ 情報の提供 共有化 公表	○ 市政に関する情報の提供に努める	○ 行事の目的・内容は情報を開示し、市民が積極的に参加できる機会を設ける											
＜情報公開＞																																		
○ すべての市民に市政に関する情報を公開する																																		
○ 分かりやすい情報の公開																																		
○ 積極的な情報の提供・公開																																		
○ 情報の共有化																																		
＜市長その他の執行機関の責務＞																																		
○ 3 市長その他の執行機関は、市民参加と協働推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表します																																		
○ 6 市長その他の執行機関は、市民自らがまちづくりにについて考え、行動できるように市政に関する情報を提供し、説明に努めます																																		
＜わかる話をして！！(3) 情報公開＞																																		
○ 魅力的な情報を発信してほしい 若人～年配まで																																		
○ わかりやすい情報提供(広報を見てもわかりにくい)																																		
○ 情報のIndex化																																		
○ 情報をタイムリーに発信																																		
○ Webや広報などによる積極的な情報提供																																		
＜情報＞																																		
○ 行政の情報の公開																																		
○ 情報の提供 共有化 公表																																		
○ 市政に関する情報の提供に努める																																		
○ 行事の目的・内容は情報を開示し、市民が積極的に参加できる機会を設ける																																		
説明責任	<table><tr><td>＜説明責任＞</td></tr><tr><td>○ 市は、市民参加の手続きをわかりやすく説明し、市民参加を促す</td></tr><tr><td>○ 説明責任と周知 わかりやすい文章で</td></tr><tr><td>○ 少数意見にも回答を</td></tr><tr><td>○ 説明責任(誠意をもって)</td></tr></table>	＜説明責任＞	○ 市は、市民参加の手続きをわかりやすく説明し、市民参加を促す	○ 説明責任と周知 わかりやすい文章で	○ 少数意見にも回答を	○ 説明責任(誠意をもって)																												
＜説明責任＞																																		
○ 市は、市民参加の手続きをわかりやすく説明し、市民参加を促す																																		
○ 説明責任と周知 わかりやすい文章で																																		
○ 少数意見にも回答を																																		
○ 説明責任(誠意をもって)																																		
人・団体の育成	<table><tr><td>＜市長その他の執行機関の責務＞</td></tr><tr><td>○ 7 市長その他の執行機関は、市民参加と協働への高い意欲と能力を持った職員を育成します</td></tr><tr><td>○ 8 市長その他の執行機関は、市の公共施設で活動する施設ボランティアの育成に努めます</td></tr><tr><td>○ 9 市長その他の執行機関は、市民参加と協働にかかわるボランティアとコミュニティ及びボランティアとコミュニティをコーディネートするボランティアコーディネーターの育成に努めます</td></tr><tr><td>○ 人・団体の育成</td></tr></table>	＜市長その他の執行機関の責務＞	○ 7 市長その他の執行機関は、市民参加と協働への高い意欲と能力を持った職員を育成します	○ 8 市長その他の執行機関は、市の公共施設で活動する施設ボランティアの育成に努めます	○ 9 市長その他の執行機関は、市民参加と協働にかかわるボランティアとコミュニティ及びボランティアとコミュニティをコーディネートするボランティアコーディネーターの育成に努めます	○ 人・団体の育成		<table><tr><td>○ ボランティア団体と市との温度差が少なくなくと良い</td></tr></table>	○ ボランティア団体と市との温度差が少なくなくと良い	<table><tr><td>＜資質の向上＞</td></tr><tr><td>○ 市民参加の意義について理解を深める</td></tr><tr><td>○ 職員のレベルアップ</td></tr><tr><td>○ 誠実な対応</td></tr><tr><td>○ 嫌がらない 逃げない</td></tr></table>	＜資質の向上＞	○ 市民参加の意義について理解を深める	○ 職員のレベルアップ	○ 誠実な対応	○ 嫌がらない 逃げない																			
＜市長その他の執行機関の責務＞																																		
○ 7 市長その他の執行機関は、市民参加と協働への高い意欲と能力を持った職員を育成します																																		
○ 8 市長その他の執行機関は、市の公共施設で活動する施設ボランティアの育成に努めます																																		
○ 9 市長その他の執行機関は、市民参加と協働にかかわるボランティアとコミュニティ及びボランティアとコミュニティをコーディネートするボランティアコーディネーターの育成に努めます																																		
○ 人・団体の育成																																		
○ ボランティア団体と市との温度差が少なくなくと良い																																		
＜資質の向上＞																																		
○ 市民参加の意義について理解を深める																																		
○ 職員のレベルアップ																																		
○ 誠実な対応																																		
○ 嫌がらない 逃げない																																		

5. 市の責務

	あ	ん	ねっ	と
計画、状況の 市議会への報告	＜市長その他の執行機関の責務＞ ○ 4 市長その他の執行機関は、毎年度、市民参加と協働推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市議会に報告します			
計画の見直し	＜市長その他の執行機関の責務＞ ○ 5 市長その他の執行機関は、市民参加と協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加と協働推進計画を見直します			
その他		○ 目的にあった手法をとる ○ 責任？役割？	○ 魅力的な参加行事を催してほしい ○ 行政内で統一基準を定める	

6.市民参加の対象

あ
● 1 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりです。 (1)市の基本構想、基本計画、その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市政に関する基本計画を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃 (3)広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4)市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
● 4 市長その他の執行機関は、対象事項以外の事項にあっては、市民参加の対象とすることができません。
■ 大規模な施設の設置については記載せず、「市長が必要とするもの」としたほうが良い

ん
＜市民生活＞ ● 市民生活に影響を及ぼす制度の導入 ● 市民生活にとって大事なことの制度をつくったりやめるとき ● 市の実施計画の採択に関すること ● 市民生活の制度 ● 市民生活に密接に関わる分野 ● 教育に関する福祉に関することは全て大切 ● 市民生活に大きな影響をおよぼす計画 ● 地域活性化(開発でなく人)のための施策 ＜権利＞ ● 市民の権利に関することを決めるとき ● 市民の権利を制限する内容の制度、廃止 ＜基本計画＞ ● 基本計画 ● 基本計画、基本構想の策定・変更 ● 基本計画と基本構想など ＜個別施策＞ ● 環境保全に関する施策 ● 公立小中学校の経営方針に関すること ● 農地保全、農業推進のための基本計画 ＜公共の施設の設置＞ ● 市に大きな施設をつくるとき ● 公共の施設 ● 市の施設の設置に係る基本計画



- 市が計画をつくるときと変えるとき
- 条例の制度改正、廃止

ね
＜対象は広～く＞ ☐ 全部！ ☐ 口表(こうひょう)でなく参加する ☐ 私も安城市民？ ☐ 全部として除外要項を定めて除く方法 ＜特にココを重く！！＞ ☐ 安城地産地消 ☐ ごみ減量に関する ☐ 環境に関した

と
＜条例＞ ☐ 2 条例の制定改廃 ☐ 2 市政の基本方針を定める条例 ☐ 1 市の基本的な条例等 ☐ 1 条例の制定変更にかかるとは除く(ただし、上位の条例によるものは除く) ☐ 1 市民生活に係る条例策定 ＜基本計画、施策＞ ☐ 2 基本政策を制定する計画の策定または変更 ☐ 2 市の基本構想計画の策定 ☐ 2 市の基本的政策を定める計画 ☐ 2 総合計画、個別分野における基本方針 ☐ 1 基本計画構想(マスタープラン)(過程) ☐ 1 計画・プランの策定・改訂 ☐ 1 計画づくり ☐ 1 決まった後では遅いこと、過程に参加 ☐ 1 市民の意見を取り込んだ方がよい政策 ☐ 1 市民の意見で方向(方針)が変わること ＜義務・権利＞ ☐ 2 市民の権利 ☐ 2 市民に新たに義務を課し、または権利を制限すること ☐ 2 市民への義務を課す、権利の制限 ☐ 2 市民の権利や義務に関すること ☐ 2 市民に義務を課し、権利を制限するもの ＜施設＞ ☐ 1 たくさんの費用のかかる施設をつくる時 ☐ 1 重要な施設の企画・立案 ☐ 1 計画実施に対し、多額の予算(歳入総額の1/100以上)を決定する ☐ 2 大規模な施設の設置、計画策定、変更 ☐ 2 公共施設の設置に係る計画等 ＜方向性＞ ☐ 1 市の方向性を定めるもの ☐ 1 市全体に係わること ☐ 1 物言わぬ人を引き張りだす(+) ☐ 1 一般的には興味をもたれないモノ(-) ☐ 2 市の基本的な方向性を定めるもの ＜市民生活＞ ☐ 1 重要な政策、市民の生活に影響のあるもの ☐ 1 市民の生活に近いもの→ヤル気、とっつきやすい ☐ 1 市民に理解(共感)してもらいたいもの ☐ 1 市民の共感を得たいもの ☐ 2 社会生活の変遷に対応し、市民参加手続を実施する必要がある場合 ☐ 2 市民生活、事業活動に重大な影響を与える条例若しくは規則の制定、改正、廃止 ☐ 2 市民の生活に重大な影響を与えるもの

6.市民参加の対象

	あ	ん	ねっ	と
市民参加の対象としないことができる事項	● 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます (1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの (5) 市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するもの (6) 前各号に掲げるものの他、これらに順ずるもの ● 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表します			
市民参加の対象としないものとしての公表	＜ダメな時は説明を！！＞ ☐ 理由が納得いかなければ第三者機関に申し立て ☐ だめな時は理由明示			
条例への書き込み	＜入れる？どこまで？＞ ☐ 1 政策、施策、事業の推進 ☐ 2 市民の参加を求める			

7.市民参加の方法

あ	ん	ねっ	と
審議会 ● 1 市民参加の方法は次のとおりです □ ☆(1)審議会等手続 地方自治体(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限りません。)を設置し、これに市長その他の執行機関が諮問などをすることにより意見を求める一連の手続をいいます。 ● 審議会	パブリックコメント ● 審議会 ● 審議会の決めごと ● 実施機関の配慮 ● 審議会へは市民公募わくを多くして、一般のみんなの意見をさげると良い ● パブリックコメント	パブリックコメント ● 審議会の委員構成比をしっかりと定める ● 各委員に無作為選出委員を必ずもうける ● 「市民参加」の権利として、情報を確認する義務を負わせる	審議会 ● 審議会等の開催、公聴会・座談会の開催 ● 公聴会 ● 推進評価機関の設置 ● 審議会 どこまで・・・
パブリックコメント ● (2)パブリックコメント手続 市長その他の執行機関が政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市長その他の執行機関の考え方などを公表する一連の手続をいいます。 ● パブリックコメント	パブリックコメント ● 顔の見える関係での意見提言が一番良い。 街角座談会の町内巡回型プラス年代別子育て中の方など、いろいろなバリエーションがあってもいい。		パブリックコメント ● パブリックコメント
意見交換会 ワークショップ 説明会 など ● (3)公聴会手続 政策などに対して広く市民などの意見を聴くため、市長その他の執行機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。 ● 意見交換会、ワークショップ、説明会等を含む ● ワークショップ ● 意見交換会 ● 意見交換会 □ (2)市民説明会手続 行政活動の課題等の説明を通して複数の市民の意見を収集する場合は、あらかじめ対象となる市民を定め、意見交換を目的とする集まり(以下、「市民説明会」といいます。)を開催する一連の手続をいいます。	意見交換 ● 各分野の懇話会 ● 意見交換会 ● 学校教育での意見交換会 ● ワークショップ ● 市民会議の開催(市民の会議運営) ● ワークショップの実施 ● ワークショップの開催 ● 市民講座の開催 ● 行政から ● 説明会の開催 ● 市民への説明会 ● 説明会を広く開催	市議会議員との意見交換会 ● 市議会議員との意見交換会	ワークショップ ● ワークショップ ● ワークショップ(市民会議) ● 市民会議 ● 提案制度相談窓口 ● 市民の自発的な提案を反映させるための手続き
市民政策 提案 ● (4)市民政策提案手続 市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市長その他の執行機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市長その他の執行機関の考え方などを公表する一連の手続をいいます。	意見交換 ● アンケート調査実施 ● アンケート及び調査 ● 意識調査も大切！！ ● ケータイでんわ、インターネットによる投票方法 ● 具体案 ● 個別にヒヤリング(雑談) ● 学校の生徒会(若者)にさく。 ● モニター制度 ● 回覧板を利用する(回覧板を読む、人の意見がきける) ● 町内会単位の会合	市議会議員との意見交換会 ● 市議会議員との意見交換会	ワークショップ ● ワークショップ ● ワークショップ(市民会議) ● 市民会議 ● 提案制度相談窓口 ● 市民の自発的な提案を反映させるための手続き
その他の方法 ● (5)前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が適当と認める方法 ● ★町内会で集まる(又は町内の回覧板にご意見コーナーを作って誰でも書き込めるようにする) ● ★市民参加は自分の意見を持っている身体障害者も参加出来る(単イイスで参加) ● 無作為選出アンケート ● <子ども市民参加を保障する一つの具体的な手段> ● ★学校で市民参加体験する。 □ (1)市民意向調査手続 重要な施策及び行政活動の課題等について、市民の意向を把握する一連の手続をいいます。	学習義務 ● 市民学習会開催の中で抽出 ● 条例等の学習会をしっかりと行う ● 新しい手法 ● 市民討議 プラースクスクスジェレ ● 条件付市民討議 ● 各世代別多種職種	市議会議員との意見交換会 ● 市議会議員との意見交換会	ワークショップ ● 指名制(抽出) ★★★★★ ● 市民討議、プラースクスクスジェレ ★★★★★ ● 目安箱(個人の利益でなく) ★×0.5 ● 市政モニター ★×0.5 ● ~の方法により効果的な市民参画の実現 ● 具体的でない方法(抽象的)もある ● アンケート ★ 傾向 ● 意識調査(アンケート)..... ● アンケート ● 街頭におけるアンケートの実施

8.意見や結果の取扱い

あ
● 市民の意見を広く求めるため、意見の公募をする

ん

ね

と

意見の集め方
● 3 市長その他の執行機関は、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができます。
● 誠実かつ迅速に対応して頂きたい

意見の取扱
＜集め方＞
● 声を集める時は必ずステージと扱いを明示する
● 後まわしせず迅速対応
＜何でも先ず聞く＞
● 生協の白石さんを目指せ！
● 耳をそむけず検討

＜取扱い要領、いわゆる取説＞
☐ 再意見制度を導入
☐ 補充質問、関連質問を導入

意見の取扱
● 3 市長その他の執行機関は、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができます。
● 誠実かつ迅速に対応して頂きたい
● 1 市長その他の執行機関は、市民参加で提出された意見や情報を総合的、多面的に検討します。

＜取扱基準＞
● 吸い上げる意見を全体の何%以上と決める
● アンケートは2/3以上で取り扱う
● ネットは市民20名以上で取り扱う
● 手紙は5通以上で全て取り扱う
＜検討＞
● 意見交換会で出た意見は全て取り扱う

＜誠意＞
● 意見は書いた人の気持ちを理解して大切に扱い扱ってほしい
● 内容の良し悪しや大小にこだわらずに扱う
● 内容の大小に関わらずどんな小さな意見も大切に
＜いいものは使う＞
● 良い意見は施策に取り入れてほしい
● 前向きに対応
● 寛容な心で取り扱い判断

検討
● 1 市長その他の執行機関は、市民参加で提出された意見や情報を総合的、多面的に検討します。
● 2 市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、情報、情報の検討経過を及び検討結果を公表します。
● 提出された意見や提案については市として検討しその結果を公表する

＜検討＞
● 総合的、多面的に検討する
● 意見、提案を配慮、考慮する
● 多面的検討

＜誠意＞
● 誠意をもって検討

＜取扱い要領、いわゆる取説＞
☐ 意見に対して誠意をもって検討

公表
● 1 市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、情報、情報の検討経過を及び検討結果を公表します。
● 提出された意見や提案については市として検討しその結果を公表する

＜知らせ方＞
● 公に広く発表する(公表)
● 市民への方法に一考を

＜取扱い要領、いわゆる取説＞
☐ 意見を反映するよう努める
☐ 少数意見の反映、その方法は？

反映
● 1 市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、情報、情報の検討経過を及び検討結果を公表します。
● 提出された意見や提案については市として検討しその結果を公表する

＜反映する＞
● 結果、意見を施策に吸い上げる
● 施策や事業への反映
● 施策に反映を努める
● 市の機関への提案又は協議事項とする

＜取扱い要領、いわゆる取説＞
☐ 意見を反映するよう努める
☐ 少数意見の反映、その方法は？

本項の捉え方
● 提出意見は記名すべきでは？

● ワークショップの判断で取扱う
＜議員も！＞
● 議員一人々々がコメントを記すようにする
● 市が取扱う前に意見をだした人と市の担当で話し合

＜いない…??＞
☐ 自治基本条例で何となく定められている(というウワサだ)
☐ 市の責務で規定すればいい！！
☐ 自治基本条例の条項に做う

＜取扱い要領、いわゆる取説＞
☐ 意見を反映するよう努める
☐ 少数意見の反映、その方法は？

9.公表及び広聴の方法等

	あ	ん	ねっ	と								
市窓口・施設 の一角を利用	<table><tr><td>〈公表〉</td><td>〈公表方法〉</td><td>〈場所〉</td></tr><tr><td>● 1 市長その他の執行機関は、市民参加手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によります。 (1)市役所担当窓口相談での供覧又は配布による</td><td>● 担当窓口での回覧又は配布 ● 窓口配布 〈広聴方法〉 ● 様々な施設・機関での広聴</td><td>● 目に触れやすい所に掲示する(町内会、学校、図書館、病院、スーパー) 〈よりよい広聴〉 ● 意見箱が投函しやすい場所に設置してある</td></tr><tr><td>● 御意見BOX</td><td></td><td></td></tr></table>	〈公表〉	〈公表方法〉	〈場所〉	● 1 市長その他の執行機関は、市民参加手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によります。 (1)市役所担当窓口相談での供覧又は配布による	● 担当窓口での回覧又は配布 ● 窓口配布 〈広聴方法〉 ● 様々な施設・機関での広聴	● 目に触れやすい所に掲示する(町内会、学校、図書館、病院、スーパー) 〈よりよい広聴〉 ● 意見箱が投函しやすい場所に設置してある	● 御意見BOX				
〈公表〉	〈公表方法〉	〈場所〉										
● 1 市長その他の執行機関は、市民参加手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によります。 (1)市役所担当窓口相談での供覧又は配布による	● 担当窓口での回覧又は配布 ● 窓口配布 〈広聴方法〉 ● 様々な施設・機関での広聴	● 目に触れやすい所に掲示する(町内会、学校、図書館、病院、スーパー) 〈よりよい広聴〉 ● 意見箱が投函しやすい場所に設置してある										
● 御意見BOX												
広報紙・ 回覧板を利用	<table><tr><td>〈公表〉</td><td>〈公表方法〉</td></tr><tr><td>● (2)市の広報紙掲載による公表 ● 広報 ● 市広報 ● 回覧板 〈広聴〉 ● 回覧板に意見を書くページを作る</td><td>● 広報誌への掲載 ● 市広報</td></tr></table>	〈公表〉	〈公表方法〉	● (2)市の広報紙掲載による公表 ● 広報 ● 市広報 ● 回覧板 〈広聴〉 ● 回覧板に意見を書くページを作る	● 広報誌への掲載 ● 市広報							
〈公表〉	〈公表方法〉											
● (2)市の広報紙掲載による公表 ● 広報 ● 市広報 ● 回覧板 〈広聴〉 ● 回覧板に意見を書くページを作る	● 広報誌への掲載 ● 市広報											
インターネット を利用	<table><tr><td>〈公表〉</td><td>〈公表方法〉</td></tr><tr><td>● (3)市の公式ホームページ掲載による公表 ● ホームページ ● インターネット 〈広聴〉 ● メール</td><td>● ネット ● ホームページ ● 公式ホームページ掲載 〈広聴方法〉 ● 手紙、電子メール等の提案</td></tr></table>	〈公表〉	〈公表方法〉	● (3)市の公式ホームページ掲載による公表 ● ホームページ ● インターネット 〈広聴〉 ● メール	● ネット ● ホームページ ● 公式ホームページ掲載 〈広聴方法〉 ● 手紙、電子メール等の提案	〈交流〉 ● Webを活用して公表、公聴、コメントが出来るという	〈目にふれる機会をつくる〉 □ ホームページ □ ホームページ読み上げソフトを					
〈公表〉	〈公表方法〉											
● (3)市の公式ホームページ掲載による公表 ● ホームページ ● インターネット 〈広聴〉 ● メール	● ネット ● ホームページ ● 公式ホームページ掲載 〈広聴方法〉 ● 手紙、電子メール等の提案											
マスメディア を利用			〈目にふれる機会をつくる〉 □ 市広報の発表 □ 市の広報だけではなくマスメディアを積極的に活用 □ DVDの積極的な活用 □ ジャック □ データ放送									
意見交流の場 を設ける			〈交流〉 ● 子供等の非有権者であっても、参考意見がきけるように学校で座談会等を開催する ● 市民が容易なもの云える場作り ● 意見交流の場を設ける									
ニーズを 考慮して 公表	◎環境を考えること 市広報、市ホームページが基本。あとは市関連のサイトに載せればいいかな。	〈ニーズ・タイム〉 ● 多種のニーズを広く知らせる(片寄らない) ● 必要とする人へのタイムリーな情報公表 〈場所〉 ● 年齢層に合わせた情報提供、公聴をする(多様な手段)	〈書くなら、誰でも、どんな人にも〉 □ 障害者へ □ 外国人へ □ 音訳・点字									

9.公表及び広聴の方法等

	あ	ん	ねっ	と
その他	＜公表＞ ● (4)その他、効果的に周知できる方法 ● 新聞 ● 公聴は各団体の研修会に一部時間を入れる(例、商工会議所女性会) ＜広聴＞ ● 無作為抽出アンケート ● 学校を通して子ども保護者へ意見を聞くお手紙 ● 市長(又は関係する機関への)手紙、メール、FAX etc ●★広聴の方法は市民参加の方法に入れたほうがいい	＜公表方法＞ ● メディアを媒体とする ＜広聴方法＞ ● アンケート実施 ● 市民参加推進評価会議 ● メディアを媒体とする ●公表は市→市民へ ●広聴は市民→市へ聴く	＜よりよい広聴＞ ● 意見は、FAX、メール、手紙など何でもよいとしたが匿名ではよくないよね！ ＜場所＞ ● 無作為で条例等を作る時は、ハガキ等で声をひろう ● 市役所駐車場券の裏面に意見記入欄を設ける ●意見が出せるようにできるだけ多くの情報がほしい	＜目にふれる機会をつくる＞ □ 子どもに分かりやすく □ ビラ配り □ 市主催行事での宣伝
	本項の捉え方	＜必要なし＞ ● この条例でこの項目は必要ないかな ● 他の項目にあるのでいらない		

10.実施状況や予定の公表

	あ	ん	ねっ	と
公表の頻度	● 1 市長その他の執行機関は、毎年度1回、市民参加と協働の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表します。			
何を公表するか	■ 市民参加の方法の選択した理由を公表する。			
公表の方法			● 多くの市民に関心を持ってもらえるように結果など分りやすく公表してほしい	
本項の捉え方			● 9にもとづく ● 9、公表・広聴に合わせる	

11.審議会等

審議会とは
???

☐ 男女比を同じにしたほうが良いと思います。
☐ 審議会の構成を男女同比とする
☐ 市長その他の執行機関は、審議会などを構成する委員として選任できる者には、公募により選任された者を含めます。
☐ 2 市長その他の執行機関は、審議会の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会などの委員との兼職状況などに配慮し、市民の多数名意見が反映されるよう務めます。

委員構成

＜条件＞
☐ 選考する条件として男女比、年齢、地域に配慮する。
☐ 男女比を考える理想は5:5、年齢もバランスよく。若い人も
☐ 男女比を最高3:1以上としない
☐ 年齢を40歳以下、40歳以上で選考。その比は3:1以上としない
☐ 2地域区からの選考
＜構成員＞
☐ 審議会の構成員、幅広い分野からの起用
☐ あて職ではなくその会の中から代表一人というようにする。会長、委員長だけが多くの会にであることを避ける
☐ 団体関係者は必ずしも会長、委員長でなくてもよいのでは
☐ 市民公募の委員を加える
☐ 町内会からのあて職をやめる。
☐ 団体代表というあて職の場合重複しないようにする（一人の人が）
☐ 市民公募を多くし同じ人が、再任され何年も続くことをさける
☐ 市民公募で選考する
＜任期＞
☐ 任期は3年位が妥当
募集の仕方
☐ あらかじめ具体的に論点を絞っておき、それを示してから委員を募る。

☐ 3 市長その他の執行機関は、審議会などの委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表します。
☐ 4 審議会などの会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。 (1)法令等の規定により公開しないとされている場合 (2)審議会の内容に不開示情報が含まれている場合 (3)会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
☐ 5 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めます。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りではありません。
☐ 6 市長その他の執行機関は、審議会などの会議録を作成し、不開示情報を除き公表します。

公開

＜審議中(言う！！、見せる！！)＞
☐ 審議会議の傍聴あり
＜審議後＞
(結果の公表)
☐ 議事録の完全公開
☐ 公表内容は分りやすい表現で公表してほしい
☐ 公表には期限を設ける
☐ 公表の方法1もつと他の手段があるのかな

● 審議内容に付いては公開する
● 原則公開
＜内容の公表＞
■ 議事の公開
■ 審議の内容を公表
■ 議事録の公表
■ 一般市民にとってへの分かりやすい情報開示
■ 会議結果の内容を公表する
■ 審議内容（議事録公開し一定期間の市民の意見を求める）
■ 委員氏名の公表
＜市民の目＞
■ 傍聴公聴
■ 審議会に市民の傍聴を求める。
■ 傍聴できるように。

ん

☐ 審議会が形だけでなくみんなが意見を言える、聞くことが大切ですね
☐ 市民の代表の会議

ねっ

＜審議前＞
☐ 審議会の位置づけを明確に！！

と

● 2重構造にならないか？会議のための会議……
● 審議会で何をするのか
● なぜ「審議会」なのか
● 結論ありき？
● 市民等の意見及び専門的知識の反映
● 別格-色々な意見を集約したところで行われる
● 専門性や広く市民 開いて閉じて

● 公募 18才以上
● 委員の公募
● 審議会は公募を原則とする
● 正副会長は公選とする兼任は最高2つを原則とする
● 公募＋選考
● 簡単な場合 ・委員比率 ・公開
● 構成メンバーを考えてほしい
● 定数は15名を限度とする
● 世代は青年層、壮年層、老年層をバランスよく配列
● 幅広い人材 ・男女比 ・所属団体 ・地域
● 目的への興味・情熱がある人
● 審議会→いっぱい80→一人何役？→効果あるのか→その審議会に必要な人？→会が成立する？
＜選任の方法＞
■ 専門知識をもつ人を入れる
■ 委任の選び方。公募・年齢構成・分野等の検討
■ 今までの参加団体枠にとられない。例：障害者団体
■ 特定の利益代表者はダメ
■ 適材適所の人材配置
■ (原則)公募市民を含める
■ 多選の禁止(2期までしか)

11.審議会等

	あ	ん	ねっ	と
反映	◎形骸化しないために、出席者からは一人ひとつ意見を原則とし、1提案されるような文面が盛り込まれると良い。	☐ 審議会で決めたことは、何%かは必ずとり上げる	＜審議後＞ (結果の反映) ☐ 結果の反映方法の明示 ☐ 答申が市政に反映されない場合の理由の公表	
条例への書き込み				●細かく ・市民公募 ・人材は幅広く ●細かく記述 ・構成員 ・公開・事業の公表 ・議事録の作成
その他		☐ 行政側が筋書きを決めない。 →市民の責任大となるが...		●執行機関に対し実施について勧告権を付記する ＜情報の提供＞ ■審議会の日程を告知 ■開催日時、場所の事前発表

12.パブリックコメント

あ

☐ カタカナ語でなく日本語で表示していただきたい。
パブリックコメント→「市民の意見」?

パブコメとは
????

☐ 資料の公開、提供を公民館以外にも利用。ネットにも分かりやすく公開

☐ 回覧板への書き込みコーナーを作ると良い

☐ (市民意見公募手続) 市長その他の執行機関は、市民意見公募手続により意見を求めるときは、次に掲げる事項を事前に公表します。

(1) 政策等の案及び案に関する資料

(2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他必要と認める事項

2 市民意見公募手続における意見の提出期間は30日以上とします。

3 市民意見公募手続により意見を提出できるのは次のとおりとします。

4 市民意見公募手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他規則で定める事項を明らかにします。

5 市長その他の執行機関は、市民意見公募手続により提出された意見について検討を完了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長その他の執行機関の考え方並びに政策等の案の修正をしたときはその修正内容を公表します。ただし、不開示情報のいづれかに該当すると認められたものは公表しません。

こうしたら
よいのでは!?

次回追記

ん

☐ 多くの意見(数)が大事ではなくどんな意見か(内容)が大切である

☐ <メリット>

☐ 一意見の重さ

☐ <デメリット>

☐ 時間がかかりすぎ

☐ 少数意見

☐ 公表の周知が狭い

☐ 審議会委員さんによる公開説明会を行う。

☐ 学校や事業所を任意に特定して意見を求める(半強制)

☐ 意見を出せるのは市民に限る

☐ <手続の仕方>

☐ 政策などの案を公表する、趣旨、目的、背景

☐ パブコメの手続をするために、市民から広く考え方と内容を出す(地域、対象、方法)

☐ <公表・責任>

☐ 意見提出者は住所・氏名を明記、責任ある意見とする

☐ パブコメに対して返事がきちんとされるように公表する

☐ <途中でも>

☐ パブコメ(計画、条例、プラン)はできてからではなく、計画など、途中にきくことはできないか

☐ 変更可能な時期に市民に問うことが大事、変更無しが多いのは残念

☐ 途中経過の状況もパブコメで出す(大変ですが…)

☐ 市民参加のパブリックコメントで包括的にする

☐ 要綱あるので基本的なものだけの内容にする

☐ 安城市のパブリックコメント手続の要綱に従う

条例への
書き込み

本項の捉え方

ねっ

☐ <必要ときに!!>

☐ パブリックコメントを審議会の中でも開く

☐ 審議会が必要に応じて行える

☐ <わかりやすく!!>

☐ できるだけ分りやすい表現で

☐ 頭からむずかしいのもう少しわかりやすく

☐ 簡単に参加したくなる案件PR

☐ 個人が興味関心をもって意見が言えるような投げかけ(問いかけ)をする

と

☐ 参加の手段の1つ

☐ パブリックコメントって何 一般意見の公募

☐ 市民参加の1手段として有効

☐ 細部については既存のパブコメに対する要綱の規定に倣う

☐ アンケートは項目がきまっている

☐ 手段の一つ

☐ 市が公表し、広く一般の意見をつのる→誰でも参加できる

☐ パブリックコメントに対する資料を提供者に配布してほしい

☐ 再意見を申述できる制度に改正すべき

☐ 再質問、再論はできないのか(キヤッチボール)

☐ 取り上げられなかった意見をその後どう扱うのか

パブコメ+〇〇〇〇⇒補完、合わせ技

☐ のせるとしたらあっさり? しっかり?

☐ 市民参加方法 細かく決めるor大ざっぱ⇒メリット・デメリット

☐ 今のままでよい

13.意見交換会（ワークショップ）・説明会等

あ		ん		ねっ		と	
意見交換会について		☐ 年齢、性別、職種、様々な人から選ぶ ☐ 「ワークショップ」→日本語で…、注釈をつけてほしい ☐ (市民説明会手続) 市長その他の執行機関は、市民説明会手続を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表します。 (1) 課題 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) その他必要と認める事項 ☐ (市民会議手続) 市長その他の執行機関は、市民会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を事前に公表します。 (1) 課題 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) その他必要と認める事項		(持ち方) ☐ 意見交換会の開催日時、場所、内容を公表する。 ☐ 扱う内容に即した会の持ち方。1参加対象、2場所 ☐ 市民意見を聞くための方法を増やす ☐ 案件に関する対象を指定して、喫茶店や飲み屋で行う。 <説明会> ☐ 説明会は必要意見を求める場として <ワークショップ> ☐ ワークショップを運営する時はファシリテーターを委任して議論をすすめる ☐ ワークショップで形成される合意が大事		<開催のタイミング！！> ☐ 各原案作成前に必ず開く ☐ 町内会単位で意見交換を年1～2回する <やり方> ☐ 楽しい雰囲気の中で意見をとり上げる ☐ 頭から難しそうなので、もう少し主婦、主夫目線は？ ☐ 意識のある人が目的に向かった建設的、開放的な意見がいえる雰囲気の方に！！ ☐ 審議会より意見交換・公流のできる場を充実する <PR参加資格> ☐ 分かりやすく参加したくなる案内PRを ☐ 意見交換会、説明会を開催して、市民が一定に参加する(させる)方法は？ ☐ 学生も出席出来る様に門を広げる ☐ 異なった年齢層・異なった職種で異なった意見が出るように	
こうしたらよいのでは！？							

本項の捉え方

<必要ある>
☐ 意見交換会は必要
☐ 意見交換会が開かれるようなルールを定めたい 市民の声を→市へ
☐ 説明会では市民は聞く場である。意見を言っても…だめと思うってしまう
<必要なし>
☐ 条例を簡単にしたい
☐ パブリックコメントだけで十分
☐ これについては細かく明記する必要はない。なしでもいい

15. その他の市民参加手続

あ		ん	ねっ	と
☐ 市民が参加出来る条例を作っている事をPRする。 ■ (市民意向調査手続)市長その他の執行機関は、市民意向調査手続を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表します。 (1) 目的 (2) 内容 (3) 対象者 (4) その他必要と認める事項			☐ 酒宴会で本音 ☐ 飲み食いで本音を出す ☐ グループ・サークル・生産組合等の参加のもとで出す ☐ いろいろな活動団体にアンケートや参加をお願いする ☐ 市民討議を年1で開く ☐ まちかど座談会の内容改善を ☐ 誰でも参加可能であること	

具体的な方法

本項の捉え方

16.推進・評価機関の設置

あ		ん	ねっ	と
■ この条例に基づく市民参加と協働を適切に推進し、及び市民参加と協働をより一層推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として安城市市民参加と協働推進会議を設置します。 2 推進会議は次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。 (1) この条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加と協働の推進に関する基本的な事項 3 推進会議は、次に掲げるもののうち市長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員で組織します。 (1) 公募による市民 (2) コミュニティを代表する者 (3) 学識経験を有する者 (4) 市の職員 (5) その他 4 市長は前項の規定による委員を委嘱する場合は、公募による委員を委員総数の4分の1以上となるよう務めます。 5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間です。 6 委員は、再任されることができます。 7 前各号に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めます。				

推進・評価機関の設置

16. 推進・評価機関の設置

あ

ん

な

と

こうしたらよいのでは！？

☐ 機関の委員に利益関係のない人を選ぶ

◎組織構成、役員、選任など

①組織構成 何の為、何をやるのかを明確にハッキリ具体的に示すこと。

②役員選任 オールラウンドプレイヤーでなければいけないので代表1名他スタッフで良。6か月か一年毎に選任する方がより高い成果が期待できる。

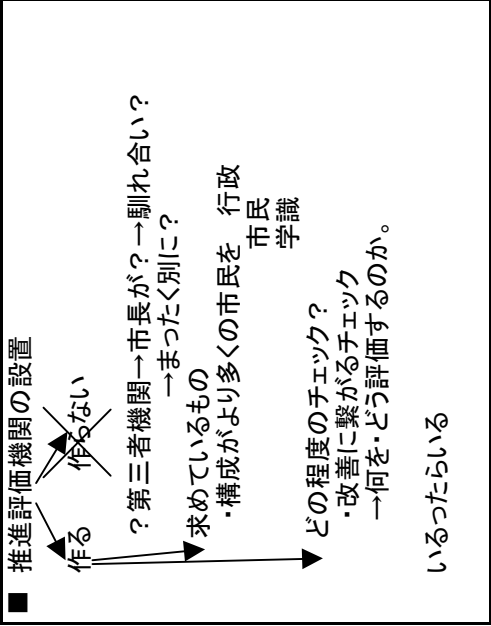
◎役員の任期は2年として再選はしない。

理由として①組織の活性化、クリーン化さらなる成長のため。人が変われば流れも変わるし新しい発想アイデアが出るし、意欲もわく。②男女の構成では女性を1/2入れる。

☐ 是非！！是非お願いします！

＜設置する＞
■ 評価機関は必要では？
■ 市民参加の実施状況を評価する為
■ 評価は必要だけれど、審議会でするのか新規に機関を設けるのか？
■ 推進機関を設ける。
■ 評価機関は独立して設置する。評価はフィードバックしていく。
■ 実行（実効性）をチェックする為設置は必要
■ 推進は大切。市民の意識を高める為にも。
＜条例としての項目はいらない＞
■ 必要なし。出来る限り簡単にしたい
■ 必要なし。全部書き留めて読む人が減る可能性がある。（読む気持ちにならない）
＜評価のみ設置＞
■ 市民参加の状況を評価・点検する組織は必要（変わるものがあればなし）

＜必要＞
■ 設置は必要
■ 必要制定だけではなく
■ 推進会議は必要。評価機関は常に前向きであること
■ 廃止・改正制定の場合は審議する
＜不要＞
■ 情報の開示を積極的に行い、一部の機関で評価するのではなく、市民に評価を促す。



本項の捉え方

17. 条例の見直し

あ	ん	ねっ	と
■ 期間を決めて見直しを行う？定めない方が良い。 ■ 必要に応じて見直しを行う？和の意見。 ■ 誰が見直しを行うのか？評価機関が行う。 ■ 市長は、推進会議の諮問を受け、社会情勢及び市民参加と協働の状況に応じて、この条例の見直しを行います。			■ ・期間定める？ ・誰が見直しの必要を認める？→評価機関？→行政？

見直しについて

■ 運用状況、効果などについて検証し必要に応じ見直し
■ 評価結果により必要と認められた時見直す
■ 3年ごとに見直す
■ 何もないからといってほっておいてはいけない
■ 見直しは必要・社会情勢・市民参加の状況。必要に応じて
■ 時代の変化に沿った見直し
■ 見直しの要望・要求が出た時は応じて見直す

本項の捉え方

＜必要＞
■ 項目は必要（年度は必ず）
■ 条例の見直しのための期間を設ける。
■ 見直す内容は多岐に渡る。例：参加の仕方。いろいろな機関の構成。どの政策を対象にするかなど。
■ 見直しをする項目のみでよい
■ 評価推進のための市民会議で見直しを行う
■ 市民参加で行う
■ 社会情勢に応じて必要
■ 評価があれば見直しも必要。一緒でも良い（必要に応じて）
■ 必要に応じて見直し（運用・効果を継続的に検証して）
■ 年数を入れる必要はない
■ 見直し必要（社会情勢・市民参加状況）に応じて
■ 項目必要ない
■ 「コブ」の中で記入すれば問題なし。

18.委任・経過措置等

	あ	ん	ねっ	と
規則に 定めては？	■ 細かいことは規則	＜規則、別に定める＞ ■ 規則を定める。※ただし、規則をどう作るのか？市民参加で作る？ ■ 別に定める詳細内容 ■ 規則を市民参加で作るべきかな ■ 委任。条例に関し、必要な事項は市が定める。 ■ 規則で定める ■ この条例の施行に関し必要な事項は別に規則に定める→市民参加で。		
経過措置	■ （経過措置）この条例の施行の日に、既に実施され、又は実施のための準備が進められており、正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合は、この条例は適用しません。	＜経過措置必要＞ ■ 条例施行事に出来ない（困難）なことがあるため項目は検討する。 ■ 経過措置は必要。途中引継ぐ時、困難な時 ■ 経過措置は必要である。		
委任	■ （委任）市長は、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めます。	＜委任についての項目・考え方＞ ■ 絶対に項目を入れるべき。もし入れなかったら会議でもめる。はっきりさせるべき。 ■ 委任状がなければ有効としない。 ■ 具体的に決めるべき。委任状の書面で。		
その他	◎市民参加 アンケートの動向調査で次の事を追加してみては。 転出、転入の所に安城市に転入する理由、転出も同様に生の声を聞き参考にする。出来る限りでよい、強制はダメ。			

19. その他

	あ	ん	ねっ	と
本項の必要性			■ 必要なし。この項目をプラスする意味なし。簡単にしたい。	
その他	■ （ボランティアとボランティアコーディネータの育成） 市長その他の執行機関は、市民参加を推進するため、市長その他の執行機関が設置する福祉施設及び文化施設で活動する市民ボランティアの育成に務めます。 2 市長その他の執行機関は、施設ボランティアの育成を図るための専門知識を有する指導者の各施設への配置に務めます ◎何人のために参加する必要があるのか、参加するメリットは①具体的に何をやるのか指針目的を指すこと。情報開示と共に本年度、来年は、ビジョンを示す必要がある。②理念と目標③参加するチャンスを作る日程など必要。開示必要。	■ 市民参加の実施に関する提案をすることが出来る →推進・評価委員会で審議する。		